

浦安市小規模水道条例施行規則

○浦安市小規模水道条例施行規則

平成25年3月29日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市小規模水道条例(平成24年条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査事項等)

第2条 条例第3条第1項各号の基準(以下「水質基準」という。)に適合しているかどうかの検査に係る検査事項、検査方法及び基準は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定めるところによるものとする。

(増設及び改造の工事)

第3条 条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(確認申請書及び添付書類等)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、浦安市小規模専用水道工事確認申請書(別記第1号様式。第13条第1項第1号において「確認申請書」という。)とする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面のうち、小規模専用水道の新設に係るものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域を記載した図面
- (2) 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (3) 主要な小規模専用水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする図面
- (4) 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。

4 条例第6条第2項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- (2) 水の供給を受ける者の数

(確認等の通知)

第5条 条例第7条第1項の規定による通知は、浦安市小規模専用水道工事確認・却下通知書(別記第2号様式。第13条第1項第1号において「確認・却下通知書」という。)により行うものとする。

(給水開始前の届出及び検査)

第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、浦安市小規模専用水道水質検査結果・給水開始届出書(別記第3

浦安市小規模水道条例施行規則

号様式。第13条第1項第1号において「水質検査結果等届出書」という。)により行うものとする。

2 条例第8条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水(以下「検水」という。)について、第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

3 条例第8条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等の施設の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行うものとする。

(小規模専用水道の廃止等の届出)

第7条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第6条第2項各号に掲げる事項(条例第5条の規定により確認を受けなければならない場合に係るものを除く。)

(2) 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

2 条例第9条の規定による、変更の届出は浦安市小規模専用水道・小規模簡易専用水道変更届出書(別記第4号様式。以下「変更届出書」という。)により、廃止の届出は浦安市小規模専用水道・小規模簡易専用水道廃止届出書(別記第5号様式)により行うものとする。

(定期又は臨時の水質検査)

第8条 条例第10条の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の左欄に掲げる検査を当該右欄に定める回数により実施するものとする。

検査	回数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査事項等により行う検査	おおむね6月につき1回

2 前項の規定にかかわらず、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条に規定する検査事項等により行う検査の一部を省略することができる。ただし、3年に1回以上は、全ての水質検査の項目について検査を行うものとする。

3 条例第10条の規定により行う臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について第2条に規定する検査事項等により行う検査とする。この場合において、前項本文の規定は、臨時の水質検査について準用する。

(衛生上の措置)

第9条 条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小規模専用水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 小規模専用水道施設には、鍵をかけ、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

(3) 配水施設等の水槽の掃除を1年ごとに1回定期的に行うこと。

(4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リット

ルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあつては、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の設置の届出)

第10条 条例第13条第1項の規定による小規模簡易専用水道の設置の届出は、浦安市小規模簡易専用水道設置届出書(別記第6号様式。第13条第1項第1号において「設置届出書」という。)により行うものとする。

2 前項の届出書には、主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図その他市長が必要と認める書類を添えなければならない。

(小規模簡易専用水道の廃止等の届出)

第11条 条例第13条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 給水施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (3) 水の供給を受ける者の数
- (4) 受水槽及び高置水槽の数、容量、材質及び設置場所

2 条例第13条第2項の規定による、変更の届出は変更届出書により、廃止の届出は浦安市小規模専用水道・小規模簡易専用水道廃止届出書(別記第5号様式)により行うものとする。

(小規模簡易専用水道の管理基準)

第12条 条例第14条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水槽の掃除を1年ごとに1回定期的に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、第2条に規定する検査事項等による検査を行う。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(帳簿書類の備付け)

第13条 条例第17条の規定により備えなければならない帳簿書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模専用水道施設にあつては確認申請書、確認・却下通知書、水質検査結果等届出書又は変更届出書の写しを、小規模簡易専用水道施設にあつては設置届出書又は変更届出書の写し
- (2) 定期及び臨時の水質検査の結果を記録した書類
- (3) 配水施設等の水槽の清掃記録
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に掲げる帳簿書類は施設を廃止するまでの間、同項第2号から第4号までに掲げる帳簿書類は5年間これを保存しなければならない。

(身分証明書)

浦安市小規模水道条例施行規則

第14条 条例第18条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(別記第7号様式)とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

浦安市小規模専用水道工事確認申請書

年 月 日

浦安市長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

小規模専用水道の工事の確認を受けたいので、浦安市小規模水道条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり関係する書類及び図面を添えて申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 確認の種類

第2号様式（第5条）

浦安市小規模専用水道工事確認・却下通知書

年 月 日

様

浦安市長



年 月 日付けで申請のあった小規模専用水道の新設・増設・改造工事の設計について、浦安市小規模水道条例第4条の施設基準に適合する・不適合であるので、同条例第7条第1項の規定により、通知する。

1 小規模専用水道施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 検査結果

(1) 適合（確認の記号番号（ 号））

(2) 不適合
（理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浦安市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条第1項）

浦安市小規模専用水道水質検査結果・給水開始届出書

年 月 日

浦安市長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって確認通知のあつた小規模専用水道について、給水を開始したいので、浦安市小規模水道条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 給水開始予定年月日 年 月 日

4 水質検査の結果

第4号様式（第7条第2項）

浦安市小規模専用水道・小規模簡易専用水道変更届出書

年 月 日

浦安市長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり変更したので、浦安市小規模水道条例第9条・第13条第2項の規定により届け出ます。

- 1 水道の区分 小規模専用水道・小規模簡易専用水道
- 2 小規模専用水道確認通知書の記号番号・年月日又は小規模簡易専用水道設置届出年月日
- 3 施設の名称
- 4 施設の所在地
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 変更事項 旧
新

第5号様式（第7条第2項・第11条第2項）

浦安市小規模専用水道・小規模簡易専用水道廃止届出書

年 月 日

浦安市長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり小規模水道を廃止するので、浦安市小規模水道条例第9条・第13条第2項の規定により届け出ます。

- 1 水道の区分 小規模専用水道・小規模簡易専用水道
- 2 小規模専用水道確認通知書の記号番号・年月日又は小規模簡易専用水道設置届出年月日
- 3 施設の名称
- 4 施設の所在地
- 5 廃止予定年月日 年 月 日
- 6 廃止の理由

第 6 号様式（第 10 条第 1 項）

浦安市小規模簡易専用水道設置届出書

年 月 日

浦安市長 様

住 所

氏 名

（ 法人にあっては、名称、
所在地及び代表者の氏名 ）

電話番号

小規模簡易専用水道を設置したので、浦安市小規模水道条例第13条第 1 項の規定により、次のとおり関係する書類及び図面を添えて届け出ます。

建築物の概要

名 称			
所 在 地	【電話】		
管 理 者	1 管理担当部署、管理委託会社等		
	【名称】	【所在地】	【電話】
	2 建築物所在地における管理組合担当者、管理人等		
	【氏名】	【住所】	【電話】
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他 ()		
建 築 規 模	延床面積	m ² ・地上 階・地下 階・	棟・総戸数 戸
竣 工 年 月	年 月	給水開始予定年月日	年 月 日

浦安市小規模水道条例施行規則

水道施設の概要

水	源	千葉県水道事業 ・ その他 ()				
受 水 槽	設置場所	屋外・屋内	設置基数	基	設置方法	地上式・その他()
	材質	FRP ・ 鉄筋コンクリート ・ 銅板 ・ その他()				
	有効容量	m ³ (縦 m×横 m×有効水深 m)				
高 置 水 槽	設置場所	屋 内・屋 外	設置基数	基		
	容量 (合計)	m ³	材 質	FRP ・ 鉄筋コンクリート・ 銅板・その他()		
用	途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他()				
主要配管材質	塩ビライニング鋼管・亜鉛メッキ鋼管・ 塩化ビニル管・その他()					
使 用 状 況	水 量	m ³ / 日		滅菌装置の有無	有・無	
	使用人数	人 / 日				

特記事項

--

第7号様式（第14条）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職氏名
有効期間
上記の者は、浦安市小規模水道条例第18条の規定により立入 検査をすることができる職員であることを証明する。
年 月 日
浦安市長 印

（裏）

浦安市小規模水道条例（平成24年条例第32号）抄 （報告の徴収及び立入検査）
<p>第18条 市長は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入り、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>2 市長は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入り、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

浦安市小規模水道条例施行規則

別記第1号様式(第4条第1項)

第2号様式(第5条)

第3号様式(第6条第1項)

第4号様式(第7条第2項)

第5号様式(第7条第2項・第11条第2項)

第6号様式(第10条第1項)

第7号様式(第14条)